

第 516 回 福井地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 6 年 9 月 10 日 (火) 13:30~16:00
- 2 場所 福井春山合同庁舎 1 階 第一共用会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 (定数 5 名)
労働者代表委員 5 名 (定数 5 名)
使用者代表委員 5 名 (定数 5 名)
- 4 議題
 - (1) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する
検討 (電気機械器具製造業 (略称)、百貨店、総合スーパー)
 - (2) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)
 - (3) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定について (諮問)
 - (4) その他
- 5 議事要旨

議題 (1) について

改正の申出のあった 4 業種のうち、次の 2 業種について審議した。

ア 電気機械器具製造業 (略称) 最低賃金の審議

労働者代表委員側からは、

- ・提出資料を基に、福井県の電機産業における経済構造実態 (従業者数、出荷額、付加価値額) を踏まえた産業の優位性、特定最低賃金引上げによる影響率、特定最低賃金の役割 (産業の魅力向上、生産性向上と取引価格の適正化、人材獲得と競争力の向上) を踏まえ、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。
- ・産業内の格差是正、適正な価格転嫁の促進、公正競争の確保から経済の好循環につなげていく必要がある。
- ・労働協約の最低額 993 円で特定最低賃金を改定したとしても、地域別最低賃金の影響率 22.3% から 1.3% の増加にとどまる。

旨の発言があった。

使用者代表委員側からは、

- ・全国的に特定最低賃金の優位性について、令和4年度から特定最低賃金より地域別最低賃金が上回り、令和5年にはその差が広がっている。
- ・電機産業は福井県にとって非常に主要な産業である一方で、最低賃金に関する基礎調査によると平均賃金は低く、下請、孫請的な企業が多く、最低賃金の影響を受けやすい産業。
- ・一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（いわゆる第4表）によるBランクの賃金改定率は2.6%で、経営者協会の賃金改定状況調査結果による業種別の賃金改定率は4.34%、これに対し地域別最低賃金の引上率が5.69%なのだから、更に引き上げる必要はないと思われる。

旨の発言があった。

イ 百貨店, 総合スーパー最低賃金の審議

労働者代表委員側からは、

- ・提出資料に基づき、特定最低賃金の役割（団体交渉の補完・代替）、産業の実態と特徴、労働力不足の状況、賃金水準の低さを踏まえ、改正決定に関する申出の趣旨説明があった。
- ・平成24年に各種商品小売業最低賃金から現行の百貨店, 総合スーパー最低賃金となった経緯を踏まえ、優位性の確保が必要。
- ・労働協約では、地域別最低賃金から20円、110%程度の優位性を確保していることが読み取れ、引上げによる影響も少ない。
- ・地域別最低賃金の大幅な引上げの影響は、福井だけではなく、北陸3県も同じ状況だが、ほかの県はなぜ改定し、福井はしないのか。

旨説明があった。

使用者代表委員側からは、

- ・百貨店, 総合スーパーは、福井県で対象産業も少なく、中核的な産業、基幹的な産業といえるか。
- ・特定最低賃金を上げないことによるデメリットが分かりづらく、議論の機会を設けることで、将来展望が開けるか、今ひとつ分からない。

旨の発言があった。

ウ 4業種の必要性審議

労働者代表委員側からは、

- ・地域別最低賃金に関しては、いくら引き上げても特定最低賃金の代わりにはなり得ない。
- ・地域別最低賃金の引上げ、周りの環境、審議の経過を含めると、一つ、一つ業種がどうなのかということは、議論を深める必要がある。
- ・機械については、額・影響率ともに985円以上に引き上げても影響はなく、上げ幅の余地がある。一方で、影響率が大きいから、効果があり、特定最低賃金の意義があるといえる。
- ・百貨店、総合スーパーでは、企業内最低賃金を地域別最低賃金より高くすることが、使用者側の意思として特性値に現れている。

旨の発言があった。

使用者代表委員側からは、

- ・令和5年度は、全国で、特定最低賃金が36%の割合で改正が行われず、5つの都県において全く改正が行われなかった。
- ・地域別最低賃金がどんどん上がっている現在、特定最低賃金も時代とともに変化してきており、その役割も小さくなってきている。
- ・零細・小規模事業者は、人手不足・後継者不足、原材料高・エネルギー高に加えての賃上げで三重苦の状況にある。
- ・特定最低賃金は地域別最低賃金を補完するものであり、少なくとも地域別最低賃金の引上率が各業種の実際の賃金改定率を上回る今年度については改正の必要はないのではないか。

旨の発言があった。

公益委員見解として、議論がまだ十分に尽くされていないという判断から別日に審議会を開催し、審議の上、採決したい旨が示され、了承された。

議題（2）、（3）、（4）について

議題（1）審議未了により、議事なし。